

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、実施機関の意思にかかわらず、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画募集等関係事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑪	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典・表彰選考事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	<p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p> <p>また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や障がいの状況を収集する必要があるものがある。</p> <p>収集する個人情報は、実施機関において、個々の栄典・表彰の目的や内容を十分に精査し、栄典・表彰選考事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。</p>
4	非常勤職員任用事務	非常勤職員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤職員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴を収集する必要がある。
5	用地取得等関係事務	公共用地の取得に伴い、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転費用や供養、祭礼費用の補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報を収集する事務	①	公共・公益事業において必要な土地等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる時、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地・物件等所有者の宗教を収集する必要がある。

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
6	海外研修者等受入事務	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で相手方の生活習慣の違いに適切に対応し、滞在中の生活に支障を来さないようにするため、個人情報を収集する事務	①②④⑥ ⑦⑨⑩⑪	海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事制限など生活習慣の違いに適切に対応するとともに、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、研修者等としての適格性を判断するため、宗教、病歴、健康診断の結果、犯罪歴等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の海外研修者等受入事務の目的や内容を十分精査し、海外研修者等受入事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
7	職員の人事管理事務	職員の任免、処分、配置等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	臨時職員、非公務員の職員の任用に当たり、欠格事由がないことを判断するため、公務員に準じた形で思想・信条や犯罪歴を、適切な配置を判断するため、病歴を収集する必要がある。また、懲戒処分に関して事実関係を職員や関係者から聴取するため、犯罪歴、病歴、刑事事件に関する手続等を収集する必要がある。さらに、職員配置の検討を行うため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の人事管理の目的や内容を十分に精査し、職員の人事管理事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
8	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員への助言・指導や職場での適切な措置を通じて職員の健康管理を図るため、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の健康管理の種別や方法等を十分に精査し、職員の健康管理事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
9	税の減免事務	税の減免を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑤⑨	税の減免の対象者かどうかを確認するため、盗難など犯罪により害を被った事実、障がいの状況を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の税減免の趣旨を十分に精査し、減免事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する 個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
10	職員駐車場使用関係事務	職員駐車場の使用承認又は使用料減免を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	県の職員駐車場の使用承認や使用料減免の可否等を判断するため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。
11	障がい者関連行事関係事務	障がい者を対象とする大会等の行事への参加者募集に当たって、個人情報を収集する事務	⑨	障がい者を対象とする大会等の行事への参加の可否等を判断するため、障がいの状況を収集する必要がある。 収集する障がいの内容は、実施機関において、個々の行事の目的や内容を十分に精査し、行事に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
12	旅行を伴う行事関係事務	旅行を伴う行事を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	全国式典や海外研修など、旅行を伴う行事への参加の可否を判断するため、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の行事における参加者の年齢層や旅行先等を十分に精査し、旅行を伴う行事に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
13	疾病等対策関係事務	疾病等の支援や医療介護情報の分析等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	特定の疾患、障がい等を有する者に対する検査、治療費助成、サービス等の支援や、効果的な医療・介護・保健施策を実施するための医療介護情報の分析等を行うため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の対策の目的や内容を十分に精査し、疾病等対策に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
14	自立・社会参加促進支援事務	自立や社会参加の促進のための支援を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩	障がい等により日常生活への適応や社会参加が困難な人への各種支援を行うため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の支援の目的や内容を十分に精査し、支援に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する 個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
15	診療等関係事務	診療、疾病予防等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	診療、疾病予防等を行うため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の診療、疾病予防等の目的や内容を十分に精査し、診療等に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めた者に限る。
16	生活保護関係事務	生活保護の決定等に当たって、個人情報を収集する事務	④⑥⑦⑧ ⑨⑩⑪	生活保護の決定をはじめ、診療報酬額決定や監査など、生活保護に関する事務を行うため、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、生活保護に関する個々の事務の目的や内容を十分に精査し、生活保護に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。
17	債権回収事務	資金貸付等に係る債権回収を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑪	資金貸付等に係る債権回収の可否等を判断するため、債務者又は連帯保証人の病歴、医師等による指導、診療・調剤の状況を収集する必要がある。
18	協同組合等検査事務	協同組合等を検査するに当たって、個人情報を収集する事務	⑤⑥⑦	協同組合等が行う事業や協同組合等に関する不正事件等についての検査事務を適正かつ円滑に行うため、病歴、刑事事件に関する手続が行われたこと等の個人情報を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の協同組合等への検査の目的や内容を十分に精査し、検査事務の目的を達成するために収集することが必要であると認めたものに限る。

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
19	争訟等関係事務	争訟・交渉等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	調整、裁決等における公正な判断や訴訟の準備等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、実施機関の意思にかかわらず、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
20	県営住宅関係事務	県営住宅の家賃等を決定するに当たって、個人情報を収集する事務	⑨	県営住宅の家賃、駐車場利用料等を決定するため、入居者の障がいの状況を収集する必要がある。
21	補助金等交付事務	補助金等交付に当たって、個人情報を収集する事務	③⑥⑦⑨⑩⑪	補助金等の交付要件に該当するかどうかを判断するため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、個々の補助金等の目的や内容を十分に精査し、補助金等交付事務の目的を達成するために収集することが必要であると認められたものに限る。
22	職業訓練・研修等関係事務	職業訓練・研修等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥～⑪	公共職業能力開発施設（職業能力開発校、障害者職業能力開発校）、農業大学等において、生徒の入校・退校に関する事務、生徒の健康管理などの福利厚生等を適切に行うため、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。 収集する個人情報は、実施機関において、職業訓練・研修等に係る個々の事務の目的及び内容を十分に精査し、職業訓練・研修等に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認められたものに限る。

思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務		収集する個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
	項目	内容		
23	教育・指導等関係事務	教育・指導等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑤～⑪	<p>県立高校、県立特別支援学校、社会教育施設等において、入学者の決定、進路指導、研修等を適切に行うため、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。</p> <p>また、公立大学法人において、休退学の判断、傷害保険などの福利厚生、学生指導やカウンセリング等を適切に行うため、犯罪被害の事実、病歴、障がいの状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。</p> <p>収集する個人情報は、実施機関において、教育・指導等に係る個々の事務の目的及び内容を十分精査し、教育・指導等に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。</p>
24	奨学金等関係事務	奨学給付金・各種奨学金の支給、授業料の減免等に当たって、個人情報を収集する事務	③⑥⑦⑨⑩⑪	<p>奨学給付金・各種奨学金の支給要件、授業料減免の要件に該当するかどうかを判断するため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。</p> <p>収集する個人情報は、実施機関において、個々の奨学金等の目的や内容を十分に精査し、奨学金等に係る事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。</p>
25	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	<p>各種試験を実施するに当たり、受験者に対する適切な配慮を行うため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。</p> <p>収集する個人情報は、実施機関において、個々の試験の対象者等を十分に精査し、試験実施事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。</p>

※ 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に係る事業を行う中でその事業の対象者を確認するため、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集する事務」については、平成14年度に地域改善特別措置法が失効したことに伴い、地域改善対策特定事業が終了したことから、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集は行わないため廃止する。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと